

保国発 1222 第 1 号
平成 28 年 12 月 22 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置に関する検討結果について

地方公共団体が独自に行う子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置については、本年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）での取りまとめ（平成 28 年 3 月 28 日）を踏まえ、見直しを含め検討し、年末までに結論を得ることとされていた。これに基づき、社会保障審議会医療保険部会での議論を経て、本年 12 月 17 日に「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」において、別紙のとおり見直し案を提示したところである。以上を踏まえ、今般、厚生労働省として下記のとおり見直すこととした。

今後、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和 47 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）等の一部を改正した上で、追って改正の内容等を正式に通知する予定であるが、あらかじめ下記の見直し内容について貴管内市町村へ周知いただき、その円滑な実施にご配慮いただきたい。

なお、この通知については、関係省と協議済みであることを申し添える。

記

第 1 見直しの内容

地方公共団体が独自に行う子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置について、全ての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成 30 年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を行わないこととする。なお、見直しにより生じた財源については、各自治体において、更なる医療費助成の拡大ではなく他の少子化対策の拡充に充てることを求めるものとする。

第 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日施行とする。

子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置について（案）

平成 28 年 12 月 17 日

厚生労働省

- 子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置については、限られた財源の公平な配分や国保財政に与える影響等の観点から、増加した医療費分の公費負担を減額調整しているものであるが、かねてより地方団体から廃止の要望をいただいていた中で、本年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、見直しを含め検討し、年末までに結論を得るものとされたことを踏まえ、厚生労働省においては、これまで社会保障審議会医療保険部会等において検討を行ってきた。
- 厚生労働省としては、全ての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成 30 年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を行わないこととしたい。なお、見直しにより生じた財源については、各自治体において、更なる医療費助成の拡大ではなく他の少子化対策の拡充に充てることを求めるものとする。

【参考 1】

ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抄）

子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る

【参考 2】

「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」議論の取りまとめ（平成 28 年 3 月 28 日）（抄）

子どもの医療に関する国保の減額調整措置については、本検討会でも賛否両面から様々な意見があったが、「一億総活躍社会」に向けて政府全体として少子化対策を推進する中で、地方自治体の取組を支援する観点から、早急に見直すべきとの意見が大勢を占めた。

その際には、

- ・ 医療費無償化による受診拡大等が医療保険制度全体の規律や医療提供体制に与える影響
- ・ 負担能力に応じた負担とする視点や過度な給付拡大競争の抑制
- ・ 小児科のかかりつけ医の普及、保護者等への啓発普及、他の子育て支援策の充実など併せて取り組むべき事項
- ・ 必要となる公費財源や財源の有効活用など財政再建計画との整合性等の観点を踏まえつつ、検討を行うべきである。